**豊田市　養護者による障がい者虐待対応の手順**



**（１）「養護者による障がい者虐待対応窓口**（**市 よりそい支援課）による受付**

※参考：障がい者施設従事者等による障がい者虐待対応窓口＝市 障がい福祉課

出典：厚生労働省　　市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き　参考

**虐待事案ではないと判断された場合**

**障がい者の保護**

・短期入所、入院

・施設入所

やむを得ない事由による措置

（６）虐待対応の終結・通常支援への移行

（５）モニタリング・評価

**障がい者への支援**

・福祉・医療サービスの導入

・相談支援

**養護者への支援**

・相談、指導・助言

・養護負担の軽減

**成年後見制度**

**利用開始の審判請求**

**緊　急　性　の　判　断**

**（２）対応方針の協議**（課内協議）

・初回相談の内容の共有と事実確認を行うための協議

・必要な情報収集項目の決定

・事実確認の方法と役割分担

・事実確認の期限→コアメンバー会議の開催日時

**（３）事実確認・訪問調査（安否確認）**

　　　　・障がい者の状況や事実関係の確認

　　　　　※必要に応じて、愛知県に相談・報告を行う

**（４）コアメンバー会議（ケース会議の内容含む）**

　　　　・虐待の有無の判断、緊急性の判断

　　　　・対応方針の決定（総合的な対応方針、今後の対応や目標、役割分担）

養護者による虐待を受けた障がい者自身

養護者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者